

後期高齢者医療制度にご加入のみなさまへ

令和4年10月1日から、自己負担割合と所得区分が変わります。

- 医療機関等の窓口で支払う医療費の自己負担割合が、これまでの「1割」または「3割」に、**新たに「2割」が追加され**、「1割」「2割」「3割」の3区分となります。
- 令和4年10月1日から令和7年9月30日までの間、2割負担となる方には、外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う1か月の負担増加額を**3,000円まで**に抑えるため、自己負担額（医療機関等の窓口で支払う費用）との差額を「高額療養費制度」の口座へ後日払い戻します。

<令和4年10月1日から>

負担割合	所得区分	自己負担限度額（月額）		標準負担額（1食当たり食事代）	
		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯合算)	入院時食事代	療養病床
3割	現役並みⅢ	252,600円 医療費が842,000円を超えた場合は (医療費-842,000円)×1%を加算 (多数回該当の場合140,100円)※1		460円	460円 または 420円
	現役並みⅡ (現役Ⅱ)※2	167,400円 医療費が558,000円を超えた場合は (医療費-558,000円)×1%を加算 (多数回該当の場合93,000円)※1			
	現役並みⅠ (現役Ⅰ)※2	80,100円 医療費が267,000円を超えた場合は (医療費-267,000円)×1%を加算 (多数回該当の場合44,400円)※1			
2割	一般Ⅱ	18,000円 または 6,000円+(医療費-30,000円)×10% の低い方を適用 ※3 【年間上限額：144,000円】	57,600円 (多数回該当の場合 44,400円)※1		
1割	一般Ⅰ	18,000円 【年間上限額：144,000円】	57,600円 (多数回該当の場合 44,400円)※1		
	低所得Ⅱ (区分Ⅱ)※2	8,000円	24,600円	210円 (長期入院は 160円)	210円
	低所得Ⅰ (区分Ⅰ)※2	8,000円	15,000円	100円	130円

※1 多数回該当の自己負担限度額は、過去12か月以内（診療当月を含む）に3回以上高額療養費が支給されている場合に4回目以降は記載の各負担金額が自己負担限度額となります。

※2 認定証の適用区分には、（ ）内の表記で記載されます。

※3 医療費が30,000円未満の場合は、30,000円として計算します。

- 医療機関を受診する際、下記認定証を提示すると、窓口負担が自己負担限度額までになります。



認定証の交付を受けるには、お住まいの市役所・町役場の後期高齢者医療担当窓口で、申請手続きを行ってください。
後期高齢者医療制度に加入前の保険で認定証を受けていた方も、改めて申請が必要です。

詳しくは、こちらへ
お問い合わせください。

- お住まいの市役所・町役場の後期高齢者医療担当窓口
- 長崎県後期高齢者医療広域連合（長崎市栄町4番9号 TEL095-816-3930）